

サンロッカーズダンススクール千駄ヶ谷校及び代田橋校 規則（2025）

2025 年 5 月 1 日制定

第 1 条【組織と名称】

サンロッカーズダンススクール千駄ヶ谷校及び代田橋校（以下「本スクール」という）は、株式会社サンロッカーズ（以下「クラブ」という）が保有並びに運営するダンススクールで、名称を「サンロッカーズダンススクール 千駄ヶ谷校」及び「サンロッカーズダンススクール 代田橋校」と称する。

第 2 条【目的】

本スクールは、本スクールの会員（本規則第 3 条(2)に定義する）に対し、クラブが派遣するダンス講師による一貫性のある指導を行い、ダンスを通して子ども達の健全な心身を育み、会員の人生をより豊かにすることを目的とする。

第 3 条【入会資格・入会手続き】

(1) 次の要件を備える者が、本スクールへの入会資格を有する。ただし、入会は先着順とし、入会希望者が本スクールの定員に達した場合は、会員の募集を停止する（この場合において、欠員が出た場合には、クラブは再度会員の募集を行う場合がある。）。

- ① ダンスを行うに適した健康状態であること
- ② クラブが本スクールに指定した対象年齢（学年）であること
- ③ 本規則に同意していること
- ④ その他クラブが示した基準に該当していること

(2) 入会希望者は、クラブのウェブサイトに掲示される入会フォームに記入し、本規則に同意した上で、第 5 条 1 項 1 号に定める入会金の支払いをすることとし、かかる入会金の支払いが完了した時点で、入会希望者とクラブの間で本規則に基づく契約（以下「本契約」という）が成立し（当該契約が成立した日を以下「入会日」という）、当該入会希望者は本スクールの会員となるものとする。ただし、クラブが別途異なる手続を定めた場合、当該手続によることができる。

第 4 条【会員有効期限】

- (1) 入会日に関わらずそれぞれの会員の有効期限は 2026 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 翌年度の会員資格についてはクラブが定める翌年度の規則に従うものとする。

第 5 条【会費等】

(1) 会員は、次に定める年会費及び月会費（以下総称して「会費」という）を納入しなければならない。

- ① 入会費 入会時に納入する。
- ② 年会費 入会日の属する月の末日に納入する。
（年度制として入会月から同年度の 3 月末（以下「年度末」という）までを対象とする）

③ 月会費 毎月末に当月分を納入する。(月の途中からの入会・復帰であっても日割り計算はされない)

(2) 前項の会費の金額は、入会費は 11,000 円、年会費は 5,500、月会費は 1 ヶ月あたり 7,500 円 (いずれも消費税込) とする。

(3) 会費の納入は、クラブが別途指定するアプリを使用して行うものとする。

(4) 一旦納入した入会費、年会費及び月会費は、理由のいかんを問わず返還しない。但し、クラブ

がやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。

(5) 会員が本スクールの退会を希望する場合は、退会希望日の属する月までの月会費を納入する。

(6) 第 11 条に定める活動日程の大幅な変更が生じた場合は、クラブが年会費及び月会費を変更することに会員は応じなければならない。但し、クラブは会員に対して事前の説明を実施しなければならない。

(7) 会員は本条に定める入会費、年会費及び月会費以外に、イベント出演時における衣装代等の実費を負担することとする。

第 6 条【会費の滞納】

会員が会費の納入を 2 ヶ月以上に渡り怠った場合、クラブは、直ちにその会員に対する指導を停止し、又はその会員を退会させ、本契約を解除することができる。ただし、事前にクラブの承認を得ている時はこの限りではない。

第 7 条【会員都合による退会・休会】

会員は、会員の都合で退会及び休会する場合、所定の届け出にてクラブに申し出ることとする。

①退会

会員は、毎月 1 日を基点日とした 1 ヶ月を単位として、希望退会月末の 1 ヶ月前までにクラブに届け出るものとする。1 ヶ月を過ぎて届け出をした場合、退会希望日が 1 ヶ月先の月末になることも了承するものとする。その場合、退会月までの月会費は出席がなくとも納入するものとする。確定した退会希望日をもって本契約は終了する。

<例>

2 月末にて退会を希望する場合 ⇒ 1 月末までに届け出を完了させること

*届け出が 2 月以降になった場合は、3 月末での退会とし、月会費は 3 月末まで支払うものとする。

③ 休会

会員は、休会を希望する日の前月の末日までにクラブに届け出るものとする。月会費は、届け出を出した日の属した月分まで納入するものとし、以後休会期間の月会費は免除となる。ただし、休会が 1 ヶ月に満たない場合は、休会と認められず、月会費の免除

とはならないものとする。なお、休会期間は最大 3 ヶ月間とするが、クラブが承認した場合は休会期間を延長できるものとする。

＜例＞

3 月からの休会を希望する場合 ⇒ 2 月末日までに届け出を完了させること

* 届け出が 3 月 1 日以降になった場合は、4 月からの休会とし、月会費は 3 月末まで支払うものとする。

第 8 条【会員の肖像権】

(1) 会員は、クラブが事前に取材を許可したメディアが、本スクールの活動に関する会員の肖像、映像を報道目的で撮影し放送・各種メディアに掲載することについて、肖像権その他の権利を行使しないものとする。

(2) 会員は、クラブがクラブの公式ホームページその他クラブが運営・管理するソーシャルネットワークサービスにおいて、本スクールの活動に関してクラブ又はクラブの指定する第三者が撮影（静止画・動画を問わない）した会員の肖像を、期間の定めなく無償にて使用することを許諾する。

第 9 条【遵守事項】

会員は、次の事項を遵守しなければならない。また、本スクールの活動に会員の家族又は法定代理人（親権者又は後見人をいう）が出席する場合は、これを遵守させるものとする。

- ① 入会の際に、所定の入会申込書及び誓約書に会員の法定代理人に記名捺印させた上で、クラブに提出すること。
- ② 本規則及びその他の本スクールにおけるルールを遵守すること。
- ③ 本スクールの指導方針及び各講師・スタッフの指示に従うこと。
- ④ 本スクールの活動に欠席する場合は、原則として事前に担当講師に連絡すること。
- ⑤ クラブが本スクールにおいて定める新型コロナウイルス感染拡大対策へのガイドラインを遵守すること。

第 10 条【禁止事項】

会員は、次の各行為を行ってはならない。また、会員の家族又は法定代理人をしてこれらの行為を行わせてはならない。

- ① 本スクール並びにクラブの内部事情・練習内容等を第三者に開示すること。
- ② 本スクールの秩序・風紀を乱す行為。
- ③ クラブの事前の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加又は関与。
- ④ 本スクール及びクラブの名誉又は利益を害する行為。
- ⑤ クラブが定める規則、ルール、ガイドラインなど各種事項を遵守しない行為。

第 11 条【活動日程】

本スクールの活動は、別に定める日程及び期間に基づき実施する。但し、悪天候・交通機関の途絶又は練習場の状況等やむを得ない事由が生じた場合には、事前に連絡す

ることにより、変更又は休止することもある。

第 12 条【負傷時の処置等】

- (1) 会員が、本スクールにおける練習中やイベント出演時に負傷した場合は、本スクールの担当講師又はスタッフが応急処置をとる。
- (2) 会員は、本スクールにおける練習中やイベント出演時に負傷した場合は、直ちに本スクールの担当コーチ又はスタッフに報告しなければならない。
- (3) 会員が本スクールの活動をする際に生じた怪我、事故等に対して、クラブは、クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとする。

第 13 条【暴力団等反社会的勢力の排除】

- (1) 会員は、会員の本スクール入会から退会するまでの期間において、会員又はその家族もしくは法定代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知識暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことに表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- (2) 会員は、クラブが前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、会員の家族もしくは法定代理人と共にその調査に協力し、これに必要と判断される書類を提出しなければならない。

第 14 条【強制退会】

- (1) クラブは、会員又はその家族もしくは法定代理人が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに会員を退会させることができ、本契約を何らの通知なくして即時に解除することができる。
 - ① 会員又はその家族もしくは法定代理人が本規則及びクラブの定める事項に違反し、書面での改善勧告を行ってから 14 日経過しても改善されないとき。
 - ② 会員又はその家族もしくは法定代理人が公序良俗に反し相応しくないと認め、書面での改善勧告を行ってから 14 日経過しても改善されないとき。
 - ③ 会員又はその家族もしくは法定代理人が刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
 - ④ クラブの事前の承諾なしに会費を 2 ヶ月以上滞納したとき。
 - ⑤ 事前に届け出なく 1 ヶ月以上にわたり練習等活動への参加を怠ったとき。
 - ⑥ 会員又はその家族もしくは法定代理人が第 14 条に定める事項に抵触したとクラブが判断したとき。
- (2) 前項①号の規定にかかわらず、クラブが会員又はその家族もしくは法定代理人の違反行為を重大な事項と判断した場合は、書面による事前通告なくして会員を直ちに退会させることができ、本契約を何らの通知なくして即時に解除することができる。

第 15 条【不可抗力】

- (1) 不可抗力とは天災、地震、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立ち入り制限、天候、第三者による差指止行為、国防、

COVID-19 を含むあらゆる感染症及び公衆衛生に関わる緊急事態、国又は地方公共団体の行為又は規制など、外部からくる現実に発生した事象であって、クラブ及び会員が要求できる注意や予防方法を講じても防止できないものをさす。

(2) 前項に定める事項により本スクールの継続を困難とする事由が生じた場合は、クラブは予告せず直ちに本スクールを閉鎖及び中止することができる。

(3) 本スクールを閉鎖及び中止にした場合、クラブは会員に対して会費等の取扱いについて会員が事前にクラブに届け出た E メールアドレス宛に通知するか、当該通知手段が難しい場合は別の手段で会員に通知しなければならない。

第 16 条【事故】

会員は、本スクールにおける活動及び活動場所の利用に際して講師及び施設責任者の指示及び本スクールの諸規則等にしがたって行動するものとし、これらに違背して盗難・傷害その他の事故が発生しても、クラブ及び講師等に対し、何ら損害賠償を請求しない。

第 17 条【賠償責任】

本スクールに関してクラブが会員に対して負担する損害賠償額は、本年度に当該会員が支払済の会費と同額を限度とする。但し、クラブの故意又は重過失による場合を除くものとする。

第 18 条【本規則の変更及び細則】

クラブは、必要に応じて、本規則を変更することができるとともに、本規則の定めのない事項についての細則を定めることができる。但し、本規則の変更又は細則の制定については、会員が事前にクラブに届け出た E メールアドレス宛にクラブがその内容を通知したときに効力を生じるものとする。当該通知があった以降直ちに会員が退会を申し入れない場合は、変更後の規則又は細則の制定に同意したものとする。

以上